

氏名（本籍）	王 翔（中国）
学位の種類	博士（国際日本研究）
学位記番号	博甲第6775号
学位授与年月日	平成26年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	紛争と正義 ―日本近世の水論とその処理―

主査	筑波大学	教授	博士（法学）	辻中 豊
副査	筑波大学	准教授	博士（工学）	崔 宰英
副査	筑波大学生命環境系	教授	博士（農学）	加藤 衛拓
副査	筑波大学	名誉教授	博士（法学）	波多野 澄雄

## 論文の要旨

本論では、日本近世の農村水論において正義が如何に実現されたかを、関東に位置する筑波地区の史料に基づき、戦略・制度・規範の三つの視座から分析し、近世紛争処理の結果を正義の方向に導くメカニズムを明らかにする。

本論は全8章から構成される。まず序章では、日本の近世水論を含む紛争史研究を批判的に検討し、本論の分析枠組みを提示する。続く第一章では、近世水論の原因と水利権及び水論訴訟に関する法的規定を分析し、近世水論の性格について議論する。第二章は、水論における正義の阻害要因を、非公式ルートと公式ルートに分けて考察する。第三章から第五章までは、近世の筑波地区で発生した三つの水論を詳しく分析し、それぞれ戦略・制度・規範に焦点を当てて正義の実現を論じる。第六章では、正義を支えるものとして、紛争当事者の戦略運用・制度利用・規範意識が如何に正義を促進する役割を果たしたかについて包括的な議論を行なう。終章では、本論の結論と含意を示す。

序章では、本論の問題意識と分析枠組みを提示する。日本の水論を含む紛争史研究は村落論と国家論の二つの文脈において行なわれ、いずれも「秩序」が重視されたものの、「正義」という視点が欠落している。その原因は、紛争史研究の多くが中世に集中していること、公権力が村落紛争の処理に果たした役割を過小評価したこと、近世裁判制度のパフォーマンスに対する懐疑的態度の三つが考えられる。しかし、近世を「不正義」な時代と結論付けるのは、少なくとも水論に関して言えば、史実から乖離した先入観である。日本近世の水論では、正義に適った処理結果は決して少なくなかったのである。問うべき問題は、正義が実現されたか否かではなく、正義は何によって促進され、また何によって阻害されたかである。

紛争研究という学際領域では、主に交渉技術論・構造論・文化論の三つのアプローチが見られる。この三つは、それぞれ紛争処理の一面に焦点を当てており、競合的というよりも統合的である。したがって、本論は、水論当事者の戦略・水論処理に関する幕藩国家の制度・水利に関する村落及び領主の規範意識、この三つの視座から「正義」を考察する。議論にもう一つ必要な視点は、国家介入の有無によって、紛争処理の公式ルートと非公式ルートを区別することである。二つのルートにおける正義の影響要因はそれぞれ違い、また互いに影

響を及ぼしている。公式ルートと非公式ルートにおける影響要因及びルート間の相互影響を解明しなければならない。

第一章では水論の性格について論じる。まず、筑波地区の史料から水論を惹き起こした三つの主要な原因——用水の配分・負担の配分・用水施設や普請による影響——を検討する。そして、先行研究の成果を踏まえ、近世農業水利の権利関係に関する法的規定と、水論訴訟への誘導及び訴訟過程を分析し、立法上の不備と水論訴訟における内済の勧奨が水論を法的紛争よりも政治的紛争の性格を持たせたことを指摘する。

第二章では、水論における正義の阻害要因を非公式ルートと公式ルートに分けて分析する。水論が非公式ルートで処理された場合、まず大きな原因として挙げられるのは水源への距離という地理的位置である。実力行使による自力救済が禁じられる限り、水源に近ければ近いほど有利である。しかし、上流村はいつも優位にあるわけではない。単純な上下流関係が村落間のより複雑な社会関係に抑制されるとき、上流村でなくても有利な地位を占める可能性がある。筑波地区の史料からは、組合加入の順番および由緒この二つの社会関係に基づく村落間格差が水論処理の結果に歪みをもたらしかねないことが確認できた。一方、水論が公式ルートで処理された場合、訴訟構造に起因する問題が正義の阻害要因となる。水論が同一領内に起こるとき、経済的・政治的利益に基づく領主の判断が著しく水論処理の公正さを損ないかねない。水論が支配違の村落間に起こるとき、紛争が最初から幕府裁判役所に係属されるが、背後の領主の力関係によって結果の公正さが阻害されてしまう。さらに、近世に横行していた賄賂による私的取引も、水論裁判の公正さを損なう訴訟構造となっていた。

第三章から第五章までは、近世の筑波地区で発生した三件の水論についてその経緯を詳しく論述し、三つの物語からそれぞれ戦略・制度・規範が如何に正義をもたらしたかを確認する。第三章の国松村三左衛門堰水論では、渴水の時期に、村の堰が上流の大島村名主平右衛門らに無断に切落され、国松村が平右衛門の責任を追究するために、領主に訴えた。しかし、水論を起こした平右衛門に対する取調べが進まなかったため、国松村は大島村内部の権力争いを利用し、背後で村方騒動を推し進める戦略によって平右衛門を退役させることに成功した。

第四章の両菅間村余水相論では、中菅間村が上流の上菅間村から流れてきた余水を両村共用の分水と主張し、用水を落としてくれなかった上菅間村を領主に訴えた。領主は中菅間村の主張を認め、上菅間村に対して一村の堰を両村組合堰にするよう申し渡した。これに反発した上菅間村は度々幕府に越訴し、幕府の裁判制度を利用して領主の下した不当な申渡を撤回させ、自村の用水利益を守った。

第五章の小田組合番水相論では、上流の太田村が渴水時の番水制について一度下流の村々と合意したが、開き直って番水の実施を拒否したため、下流の小田村が幕府に出訴した。しかし、小田村の番水要求は満たされなかった。小田村は太田村の譲歩を引き出すために、太田村による入会立入を禁止し、山論を水論の交渉材料に利用しようとしたが、これも実らなかった。結局、番水制は小田村が太田村と同一領主の支配下に入った後、領主による領内の用水合理化という規範の下で実現された。

第六章では、水論における当事者の戦略運用・制度利用・規範意識についての議論をさらに深めていく。戦略も制度も正義を促進する役割を果たしながら、政治的紛争化した水論においては大きな限界をもっていた。にもかかわらず、水論に正義が広く実現されていた。その原因は農村水利をめぐる規範意識に求めなければならない。領主は財政を支える水田農業の重要性を認識し、農村水利の建設と管理を重視していた。農村水利の合理化という規範の下で行政的・司法的手段を使って水利問題を取り扱った。一方、村々では、領主との双務的關係の確立と、小家族の成長による平等化の傾向が、用水の公正さを求める強烈な意識を育てた。このような規範は、村々の百姓が水論処理の結果に不公正を感じた時、彼らを正義を求める抗議行動に向かわせた。

終章では、まず本論の結論として、1) 日本近世の水論訴訟は法的紛争でありながら、より色濃く政治的紛争の性質をもっていたこと、2) その結果、訴訟構造に存在していた正義の阻害要因が温存されていたこと、

3) しかし、近世水論の処理において、正義の実現が紛争の当事者と関係者に重視され、近世は決して不正義な時代ではなかったこと、4) 戦略運用・制度利用・規範意識は正義の促進にそれぞれ貢献があったものの、その有効性は一様ではなかったことを指摘する。

現代においては、人口増加とともに、水の需要も急増し、国際水紛争が多発している。国際的なルールの整備が進んできたにもかかわらず、水利用の不公平性が生じている。制度的整備は必ずしも正義を確実に保障できていない。問題は、その制度を必要とする規範意識の欠如である。国際水紛争を解決するには、制度以上に急務とされるべきなのは規範意識の共有であることを本論の含意とする。

## 審査の要旨

### 1 批評

本論は、法社会的、政治学的な社会科学の概念道具によって、関東の一地域である筑波地域の近世史の地方(村方)資料を駆使して、水論を体系的に検討した論文である。

まず、紛争研究という学際領域を、交渉技術論、構造論、文化論という3アプローチから整理し、いずれも紛争の一面に注目するが統合的であると指摘し、当事者の戦略、幕藩国家の制度、水論当事者の規範意識からなる社会科学的な分析枠組みを構築している。また資料として公刊された村方文書を体系的に分析し、しっかりとその分析を行っている。

結論として、近世水論訴訟が法的紛争でありつつもより色濃く政治的紛争の性質をもち、その結果、訴訟構造に内在する要因が正義の実現を阻害しやすいこと、にもかかわらず、水論処理において正義の実現は、関係者に重視され、近世は不正義の時代ではなかったこと、紛争当事者の、戦略運用、制度利用、規範意識は、一定の正義の実現への貢献があるものの、その有効性は一様でないことを明快に、実証的かつ論理的に論じている。

交渉技術論的には戦略が、構造論的には制度が、重要なのはいうまでもないが、制度の背景にある規範が紛争当事者間に共有されていることが、正義の実現には最も重要な要因であるという含意は、秀逸である。

事例選択を始め、やや説明が不十分な点がないわけではないが、極めて高いレベルの分析と独自の理論的総合化をなし得ており、十分な学術的貢献と認められる。

### 2 最終試験

平成26年1月14日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

### 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(国際日本研究)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。